

## 春日井市創業資金融資に係る利子補給補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市は、新産業、新事業の創出を促進し、地域経済の活性化を図るため、株式会社日本政策金融公庫及び市内の金融機関（以下「公庫等」という。）から創業のために必要な資金（以下「創業資金」という。）の融資を受けた者に対し予算の範囲内において補助金を交付することとし、その交付については、この要綱の定めるところによる。

### (対象者)

第2条 補助金の交付を申請できる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に事業所を有し事業を行っている者
- (2) 事業の開始前及び事業の開始から1年以内に公庫等から市長が別に定める創業のために必要な資金の融資を受け、融資に係る利子を支払った者
- (3) 市税を完納している者

### (補助対象期間)

第3条 補助金の対象となる期間（以下「対象期間」という。）は、創業資金に係る金銭消費貸借契約に基づく第1回利子の支払日から起算して36月以内とする。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、対象期間における支払済利子（ただし、延滞に係る利子を除く。）とし、年額10万円を限度とする。

### (交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、創業資金融資に係る利子補給補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、毎年12月末日までに支払った利子について、当該年度の1月末日までに市長に提出するものとする。

- (1) 公庫等が証明する創業資金融資に係る利息支払証明書

- (2) 市税調査承諾書（第1号様式の2）
- (3) 個人にあつては、個人事業の開廃業等届出書の写し（税務署へ提出したもの。）
- (4) 法人にあつては、法人等設立申告書の写し（春日井市へ提出したもの。）

2 前項第3号及び第4号の書類は第2年度以降の申請については、省略することができる。

（交付の決定）

第6条 市長は、補助金の交付の申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、申請者に創業資金融資に係る利子補給補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

（交付の請求）

第7条 補助金の交付の決定を受けた者は、当該補助金の請求書（第3号様式）を速やかに提出するものとする。

（補助金の交付）

第8条 市長は、前条の請求書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付するものとする。

（交付の決定の取消し等）

第9条 市長は、補助金交付の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により、補助金交付を受けたとき又は受けようとしたとき。
- (2) その他この要綱に違反したとき。

（雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成20年4月1日以後に第1回利子の支払日が到来する融資を受けている者について適用する。
- 3 平成20年10月1日までの間、第1条、第2条及び第5条第1項の適用については、これらの規定中「株式会社日本政策金融公庫」とあるのは、「国民生活金融公庫」とする。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市創業資金融資に係る利子補給補助金交付要綱の規定は、平成21年4月1日以後に第1回利子の支払日が到来する融資を受けている者について適用する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

創業資金融資に係る利子補給補助金交付申請書

年 月 日

（あて先）春日井市長

住 所

営業場所

氏 名

創業資金融資に係る利子補給補助金の交付を受けたいので、春日井市創業資金融資に係る利子補給補助金交付要綱第5条の規定により関係書類を添えて申請します。

補助金交付申請額 金 円

第1号様式の2（第5条関係）

年 月 日

（宛先）春日井市長

住 所

（所在地）

申 請 者 氏 名

（名称及び代表者名）

市税調査承諾書

春日井市創業資金融資に係る利子補給補助金の申請に当たり、春日井市が、申請者の市税の課税及び納税の状況を調査することを承諾します。

備考

- 1 個人事業主の場合は、氏名を自署すること  
本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード・その他）
- 2 法人の場合は、住所・営業場所・法人名・代表者名を記入し、社印又は代表者印を押印すること

第2号様式（第6条関係）

創業資金融資に係る利子補給補助金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

春日井市長

年 月 日付けで交付申請のあった創業資金融資に係る利子補給補助金については、春日井市創業資金融資に係る利子補給補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり交付することに決定する。

交付決定金額 金 円

第3号様式（第7条関係）

請 求 書

年 月 日

（宛先）春日井市長

住 所  
営 業 場 所  
氏 名

年 月 日付け 春経第 号で交付決定通知のありました春日井市創業資金融資に係る利子補給補助金について次のとおり請求します。

請求金額 金 円

口座振込先

振込先			
預金種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

## 春日井市創業資金融資に係る利子補給補助金実施細則

この実施細則は、春日井市創業資金融資に係る利子補給補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第2条第2号に定める資金について必要な事項を定める。

（交付対象融資）

第1条 要綱第2条第2号に定める融資は、次のとおりとする。

(1) 日本政策金融公庫における次に掲げる融資

- ア 新規開業支援資金
- イ 女性、若者／シニア起業家支援資金
- ウ 再挑戦支援資金
- エ 食品貸付
- オ 生活衛生貸付
- カ 普通貸付
- キ IT活用促進資金
- ク 環境・エネルギー対策資金

(2) 市内の金融機関の創業支援資金

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。